

<登録ご案内>

自力での避難が困難な方は登録しませんか？

【要配慮者情報管理事業】

災害発生時、特に配慮を必要とする人達に対する情報管理事業

1 要配慮者情報管理事業とは？

この事業は、火災などの災害が発生したとき、自力での避難が困難な方の安全確保をすみやかにするためのものです。

届出をして頂いた名簿登録申請書は、消防本部の消防指令システムに登録し、災害時に出勤する消防隊等への支援情報として活用します。

また、救急隊・消防隊及び救助隊が出動する際に所持していく「地図付き指令書」に、届出をされた方の居住場所がマークで表示されますので、出勤途上時から災害発生場所付近に、特に配慮を必要とする方がおられるかどうかを確認できます。

2 対象者は？

- (1) 障害者等で火災等の災害が発生した場合、自力での避難が困難な方
- (2) 1以外の高齢者で自力での避難が困難な方
- (3) 上記以外で自力での避難が困難な方

3 名簿登録申請書とは？

自力での避難が困難な方の「住所」「氏名」「区分」「緊急時の連絡先」等を記入し、本人届出に基づき名簿登録申請書を提出していただきますが、代理の方の届出でも結構です。(郵送でも可能)

なお、登録情報に変更が生じた場合は消防本部指揮指令課指令係 39-9405 まで連絡くださいますようお願いいたします。

この名簿の情報は、上記の目的以外に利用することはありません。

4 提出先(問い合わせ先)は？

〒611-0021 宇治市宇治下居13番地の2(うじ安心館2階)

消防本部指揮指令課指令係 電話39-9405 ※郵送先も同じ

又は、下記の場所でも提出できます。

中消防署	電話	39-9410
西消防署	電話	39-9413
東消防署	電話	39-9415
榎島消防分署	電話	39-9417
伊勢田救急出張所	電話	39-9419

宇治市役所(代表) 22-3141 長寿生きがい課・障害福祉課
危機管理室(うじ安心館3階)

